案件番号 120124012

令和６年度

船 舶 機 械 施 工 確 認 業 務

特 記 仕 様 書

令和６年２月

国土交通省関東地方整備局

１．業務概要

本業務は、港湾業務艇、航路調査船、清掃兼油回収船、浮桟橋及び機械設備（以下「船舶機械」という。）の点検整備に係る施工確認を行うものである。

なお、本業務は入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、本業務は、以下に示す試行等の対象業務である。

・４０歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

２．履行期間

契約締結日から令和７年３月２４日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇は休日として設定している。

３．業務内容

業　務　名　称	業　務　内　容	単位	数量	摘要
船舶機械施工確認業務				
	協議・報告	回	２	
	施工状況等の確認	回	６７	別表のとおり
	提出書類等の確認	ｹｰｽ	１２	〃
	成果物	式	１	

４．業務仕様

４－１ 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局　令和５年３月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と別途協議し実施するものとする。

４－２ 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意しなければならない。

（１）管理技術者等は、安全に留意し事故等が発生しないよう十分注意しなければならない。

（２）管理技術者等は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する業務計画、業務実施状況及び発注者が関係機関と調整を行った事項を十分把握したうえで、業務を行わなければならない。

（３）管理技術者等は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

4－3 業務内容

（１）本業務の対象業務数及び対象業務案件毎に実施する業務内容については、別表に示すとおりとする。なお、対象業務の進捗状況等により業務内容に変更が生じ、発注者と受注者が協議し業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

（２）施工状況等の確認

別表に示す対象業務案件毎に実施する業務内容の詳細については以下に示す。

１）業務打ち合わせ

事前に対象業務案件の業務計画書等について設計図書との照合等を行うとともに、当局と対象業務受注者が行う業務打ち合わせに臨場し、打ち合わせ内容をとりまとめるものとする。

２）事前現地踏査での確認

船舶機械の係留場所又は設置場所において、事前に劣化や損傷個所等の確認を行い、その結果を速やかに調査職員へ報告するものとする。

３）船舶上架又は入渠後の確認

船舶の上架又は入渠後に、運航時は不可視部分となる喫水線下部等の確認を行い、その結果を速やかに調査職員へ報告するものとする。

４）整備状況の確認

船舶機械の整備状況の確認を行い、その結果を速やかに調査職員へ報告するものとする。

なお、実施回数の変更を行う必要が生じた場合は、調査職員と受注者が協議し決定するものとする。

５）試運転の確認

船舶機械の整備後の試運転（船舶については、海上試運転）に立会い、その結果を速やかに調査職員へ報告するものとする。

６）完了検査の立ち会い

受注者は、調査職員の指示に従い、完了検査に臨場し、検査時の議事内容のとりまとめを行うものとする。

（３）提出書類等の確認

対象業務案件毎に設計図書等に基づき、施工管理に関する提出書類の確認を行い、その結果を速やかに調査職員へ報告するものとする。

4－4 実施体制

（１）管理技術者は、下表に示すいずれかの資格を有する技術者であるものとする。

区　分	資　　格　　等
管理技術者	①技術士（総合技術監理部門（建設、船舶・海洋又は機械）、建設部門、船舶・海洋部門又は機械部門） ②ＡＰＥＣエンジニア（Industrial、Civil、Structural、Mechanical又はElectrical） ③土木学会土木技術者（特別上級、上級又は１級） ④一級土木施工管理技士 ⑤「小型船造船業法第11条第１項」に定める主任技術者の資格要件を満たす者 ⑥(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は(Ⅱ) ⑦ＲＣＣＭ（港湾及び空港部門、施工計画、施工設備及び積算部門又は機械部門） 但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者（機械部門を除く）

（２）土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇及び夜間に業務を行うことが必要となった場合、調査職員より事前に管理技術者に通知するものとする。

（３）本業務を円滑に実施するために、担当技術者の資格は以下のいずれかの資格等の保有者であるものとする。

区　分	資　　格　　等	員数 (参考資料)
担当技術者	①技術士（総合技術監理部門（建設、船舶・海洋又は機械）、建設部門、船舶・海洋部門又は機械部門） ③ＡＰＥＣエンジニア（Industrial、Civil、Structural、Mechanical又はElectrical） ③土木学会土木技術者（特別上級、上級又は１級） ④一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士 ⑤「小型船造船業法第11条第１項」に定める主任技術者の資格要件を満たす者 ⑥(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は(Ⅱ) ⑦ＲＣＣＭ（港湾及び空港部門、施工計画、施工設備及び積算部門又は機械部門） 但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者（機械部門を除く）	「施工状況等の確認」 ２人／回以上

4－5 協議・報告

（１）本業務の遂行にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又は報告を行うものとし、事前協議、最終報告の計２回行うものとする。

なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

4－6 成果物

業務完了時には、成果物及び提出資料を取りまとめのうえ、成果物として提出するものとする。なお、成果物の内容及び体裁については、調査職員の指示によるものとする。

電子納品　　ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ　２部

５．貸与資料

（１）本業務に必要な以下の資料等は、貸与するものとする。

１）対象業務の設計資料等（特記仕様書、図面）

２）その他必要と認められる資料等

６．その他

（１）本業務を実施するにあたり、複数の担当技術者を配置する場合は、統一された作業着やヘルメット等を着用しなければならない。

（２）対象業務の実施場所は、後日通知する。なお、「施工状況等の確認」に要する旅費は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

（３）技術提案

１）技術提案履行計画書

受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。

２）技術提案履行計画書の変更

発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。

３）技術提案書不履行の場合の措置

受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

４）その他

技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

（４）配置技術者の確認について

１）受注者は、業務計画書（港湾等発注者支援業務共通仕様書 1-1-11 業務計画書）の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画

書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。

２）業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。

①業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者

②現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者

３）完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付すものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

４）発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても同様とする。

（５）技術指導者について

１）管理技術者の他に、競争参加資格確認申請書に基づき技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。

①定期的に管理技術者の指導を行うこと（１回／週程度）。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、②の協議、報告、打ち合わせの際に調査職員が技術指導者より指導状況を確認する。

②特記仕様書に記載された、発注者と行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。

③打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。
なお、その際、各書類に記名（署名又は押印を含む）するものとする。

２）技術指導者は、業務実績情報システム（テクリス）に担当技術者として登録するものとする。

（６）契約内容の変更手続きについて

本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。

（７）設計変更等について

設計変更等については、業務契約書第２０条から第２８条及び港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書本編１－２３から１－２５などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」（国土交通省港湾局）を参考とするものとする。

（８）業務品質確保調整会議について

本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、発注者及び受注者とその双方の責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確

認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議（以下「調整会議」という。）を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を基本とするが、調査職員と協議し決定するものとする。なお、履行途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。

会議の開催は、調査職員より通知する「業務品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。

なお、受発注者双方の協議により調整会議の開催を省略することも可能とする。

（９）打合せ等に係る旅費については、受注者最寄り駅を横浜駅と想定して、計上していない。

なお、契約後、調査職員と協議のうえ、受注者の最も近い本・支店の最寄り駅からの旅費とし、これに伴う費用は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

(10) 本業務を実施するうえで担当技術者２人以上配置することとしているが、そのうち１名については、管理技術者が担当技術者として兼務することができるものとする。

(11) 本業務を実施するにあたり、受注者は、調査職員の指示により、業務に使用する事務室所在地から業務用自動車での移動が困難な遠隔地で業務を遂行する場合は、事前に実施体制について調査職員と協議するものとする。

なお、これに伴う費用は、本業務において受注者が設置する事務所を出発基地として計上できるものとし、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

(12) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と別途協議するものとする。

以　　上

（別表）

	対象業務案件	施工状況等の確認（回）							提出書類等の確認（ケース）	履行期間（参考）	船名	摘要
		①業務打合せ	②事前現地踏査での確認	③船舶上架又は入渠後の確認	④整備状況の確認	⑤試運転の確認	⑥完了検査の立会	計				
01	茨城港港湾業務艇	1	1	1	1	1※	1	6	1	令和6年9月下旬 ～ 令和6年12月中旬	ひたちⅡ	
02	鹿島港港湾業務艇	1	1	1	1	1※	1	6	1	令和6年4月中旬 ～ 令和6年7月上旬	かしまⅡ	
03	千葉港清掃兼油回収船	1	1	1	1	1※	1	6	1	令和6年9月中旬 ～ 令和7年1月下旬	べいくりん	中間検査
04	千葉港港湾業務艇 及び浮桟橋	1	1	1	1	1※	1	6	1	令和6年8月上旬 ～ 令和6年12月上旬	あいりすⅡ	
05	東京港港湾業務艇	1	1	1	1	1※	1	6	1	令和6年8月下旬 ～ 令和6年12月上旬	江戸	
06	京浜港港湾業務艇	1	1	1	1	1※	1	6	1	令和6年9月中旬 ～ 令和7年2月中旬	たかしまⅡ	中間検査
07	京浜港浮桟橋	1	1	1	1	0	1	5	1	令和6年6月中旬 ～ 令和7年1月下旬	－	
08	東京湾中央航路 航路調査船(1)	1	1	1	1	1※	1	6	1	令和6年5月中旬 ～ 令和6年8月上旬	うらなみ	
09	東京湾中央航路 航路調査船(2)	1	1	1	1	1※	1	6	1	令和6年6月中旬 ～ 令和7年3月中旬	べいさーち	定期検査
10	横浜技調浮桟橋	1	1	1	1	0	1	5	1	令和6年8月下旬 ～ 令和6年11月上旬	－	
11	鹿島港機械設備	1	1	0	1	1	1	5	1	令和6年11月下旬 ～ 令和7年2月下旬	－	
12	横浜技調 水理実験場機械設備	1	0	0	1	1	1	4	1	令和6年9月中旬 ～ 令和6年11月上旬	－	
合　計								67	12			

注１）履行期間（参考）については、業務の実施状況等により変更が生じる場合がある。

注２）※は海上での試運転とする。